

## 宋元明の徽州における黄墩移住伝説

山根, 直生  
福岡大学人文学部

<https://doi.org/10.15017/25848>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 36, pp.123-161, 2008-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 宋元明の徽州における黄墩移住伝説

山根直生

## 一 黄墩伝説の資料的意義

「いまA地点に住む我々の先祖は、実はかつて皆B地点に住んでいて、あるとき共にこの場所へ移住してきたのである」——中国各地で今も語られる移住伝説の骨子とは、総じてこのようなものと言えるだろう。B地点が居住地というより寄寓地や通過点にすぎない場所であったり、場所と言うより象徴的なモニュメントであったりと、無論さまざまな差異はある。しかしそれらに共通するという社会的な機能に関して、いち早い考察を残した牧野巽氏は以下のように総括している。

各地域内の住民は、単に現在同一地域に住み、同じ方言を使用し、類似した習俗を有することによってのみ、同種人たる意識を有するのではなく、過去に置いて祖先が同じ故郷から移住してきたという、共通の歴史を有することによって、二重の同郷観念を持つ場合がある（牧野一九八五。一部の内容の初出は一九四五年）。

これは移住伝説を文字通り「伝説」として、すなわち語られた言説としてとらえる人類学的な視点から出発したものである。歴史学において一般的な視点からすれば、むしろこの言説の背後にある（と想定される）実態の追求こそが問題となるだろう。このような相違については、言説が多く語られている故に事実に基づくものであると仮定しがちで

あつた歴史学と、同様の理由で事実ではありえないと推論しその言説を生んだ意識を問う人類学との差、とする瀨川昌久氏の指摘が、最も簡潔かつ的確であると思う。人類学の視点に立つ瀨川氏自身は、広東新界の寧化石壁伝承を取り上げ、言説の成立背景と存在理由、口伝と編纂物との間で生じる内容の変化、寧化石壁自体の地理的特性等々、牧野氏による提起をこえた重層的な問題について明らかにされている（瀨川一九九六）。

ところで近年の研究動向について見れば、むしろ歴史学の側が他方の視点を積極的に吸収しているようである<sup>1)</sup>。先の牧野氏の論も、史料中に見られる祖先史から歴史的事実を見出そうとした氏自身の先行する考察（牧野一九三五―三六）に対して、これをあくまで言説ととらえ直すことから展開されたものであつたことをふりかえれば、今後もこうした研究の方向性から得られる知見は少なくないだろう。だが、祖先史のすべての内容を、語られたこと、言説と解して見直すことに終始するのは避けられなければならない。人類学の問題関心に学ぶにあたって、伝説を生んだ意識の主体や語られる場などの実態を長期の時間軸において検証するという、歴史学本来の視座には自覚的でありたいと思う。これによつてこそ、伝説の中で見出される元来の歴史の実態への遡及も可能となろう。

問題をこのようにとらえた時、現在の中国安徽省から浙江省・江西省に展開していたという「黄墩伝説」には、他の移住伝説には見られない特異な意義が認められる。

…云うならく、黄墩の地は廣衍たり。黄巢の亂するや中原衣冠の地を避ける者、相い與に此に保つ。事の定まるに及び新安に留居し、或いは稍く散じて傍郡に之く（羅願『新安志』卷三、歙県、水源、黄墩湖）。

南宋時代の地方志に見られるこのような記述が、黄墩伝説の最も一般的な姿と言われるものである。自らの先祖をここに言う「中原衣冠」と関連づけることで、多くの同族・宗族集団が祖先史を構築していくこととなった。その背景として、徽州とその周辺における「二重の同郷観念」の形成を想定することも、たしかに一定の妥当性を持つであろう。

しかし黄墩伝説の特異性とは、数多くの移住伝説の中でも史料の質・量をそなえた例としておそらく最も早期の例に当たり、その言説の歴史の変容を充分に追跡できることにある。以下の考察を先取りして言えば、形成期に当たる宋代

のみならず明代中期においても独特な言説の高まりを見出すことができ、さらにそれぞれの時期の内容には興味深い差異が認められるのである。

このような黄墩伝説について、先の牧野氏の研究においては何度か言及されつつもなぜか具体的な分析には及んでいない。近年では熊遠報氏がその概観を整理されたが（熊二〇〇四）、主に明代以降の史料に依拠しているため、言説の形成と変容の過程、その歴史的・社会的背景との関連は把握されないうままである。また、徽州内の多数の集落についてそれぞれの地理的・歴史的概況を網羅した『徽州五千村』の「程朱闕里篁墩」の項は、黄墩伝説の変遷についても触れており、清代さらには現代の状況に関してまで詳細だが、筆者の関心からすれば熊氏と同様の課題を残している（江二〇〇四）。本論ではまず黄墩に関する分散的かつ大量の言説の把握に努め、それらにおいて語られる内容の変遷を導き出し、他方で徽州社会経済史（中島二〇〇二、唐二〇〇五、陸二〇〇五）・宗族史（小松一九九三、朱二〇〇四、白井二〇〇五、邢二〇〇五、常二〇〇五）研究などの知見と照合しつつ個々の言説の社会的背景を探ることで、それらの連鎖として織り成される黄墩伝説についての生成論的な理解を探ることとしたい。

あえて私的な経緯について述べれば、筆者はこれまでの論考において、徽州における政治的状況、移住・開発の動向、その中での同族・宗族集団の形成といった問題を唐宋間を中心にとりあつかってきた。これはいわば徽州周辺の諸集団の祖先史からその歴史の実態を探ろうとするものであった（山根二〇〇二、二〇〇五）。本論は逆にその言説的側面を探ろうとするものであり、両面からの成果をつきあわせることによつて、実態的側面に関してもより説得的な歴史像に接近できるものと考えている。

## 二 黄墩伝説の形態的変遷

言説としての黄墩について考察に入る前に、実態としての黄墩、特にその地理的状況についても簡単に触れておこう。

黄墩は徽州歙県、休寧県との境界ほど近くに位置する。明の趙滂『程朱闕里志』巻一、地靈志では、その地勢を称して「天馬 其の前に列し、石壁 其の右に擁し、古崑 其の左に輔す。大河 前を遶り、重山 後に鎮す、居然たる一隩区なり」とある。ただし山間の盆地群という徽州の全体的印象からすれば、黄墩一帯はむしろ河川に近接し平坦地や小丘を擁していて、「深く険しい地」という意味での「隩区」には当たらないように思われる（図1 黄墩周辺図参照）。また同文には続けて「其の地、故と修篁なぐさ多く、暎ひのかりを蔽おほう、因りて篁墩の名を以てす」ともあるが、これ自体、地勢に関する客観的説明というよりも歴史的に形成されてきた言説であった。史料上で黄墩の存在が最も早く現れるのは、梁末陳初の忠壯公こと程靈洗による蛟蜃退治説話の舞台「黄墩湖」としてであり（『太平廣記』巻一一八「程靈洗」。唐代の地方志『歙州圖經』からの所引）、この説話の内容や徽州一帯の開発史から見て、六朝から唐代前半期までに開発の手の及んだ地域であったと思われることは、先の拙論において素描したところである（山根二〇〇五）。

さて本論の具体的考察にあたっては、あえて族譜の記述から出発しない途をとる。従来、移住伝説の研究において主要な史料とされてきたのは無論これらであり、徽州に関してはその地域的総覧というべき『新安名族志』も活用された（熊二〇〇四など）。しかし、族外の者にも執筆を依頼し編纂の趣旨などを語る序文についてはまだしも、族譜本文中での記述はいわば最も意識的な体系化の施された言説である。本論で追求しようとする言説の形成過程については、族譜へと束ねあげられる以前の断片的な語りの連鎖こそ確認していかなければならないだろう。

そこで本論では、族譜編纂時に資料とされる墓誌銘中の記述などを博捜することを目指し、四庫全書中の諸史料に対し「黄墩」の語を機械的に検索して、史上の黄墩に関する明代までの記述と認められるものを見出すことから始めた。ただ、四庫全書には収められていないが、藤井宏氏の先駆的業績（藤井一九五三―五四）以来徽州研究の重要史料として認められる汪道昆『太函集』については、特に別個に検討し事例に加えた。

こうして得られた事例の総数は七四。これが史上の黄墩に触れる族譜以外の記述のすべてでないことは当然だが、言説の歴史の変遷について少なくともその傾向性を見出すためには有効な数量だと考える。これらをまずできるだけ執筆



図1 黄墩周辺図（五万分の一地図「休寧県」の部分）  
① = 黄墩（篁墩）

年に基づいて（執筆年の明らかでない墓誌銘などの場合は、墓主の卒年にも基づいて）編年し、朝代ごとにまとめた結果が、表1〜3である。頻出する史料である程敏政『新安文獻志』については『文獻志』と略記し、以下本文中でも同様とする。また表中、移住伝説上の黄墩に言及するものには数字を、移住には関わらないが先人と黄墩との関連を語るものにはアルファベットを冠して区別を図っている。さらに、同時代人の地理認識をうかがう参考とするため、『太平寰宇記』・『新安志』中の黄墩に関する記述についても、アル

フアベット番号で表中に組み込んだ（B、C。以下、表1〜3から引用する場合には数字とアルファベットの通し番号のみで記す）。

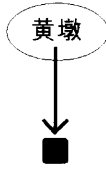
まずはこれらの事例に関し、言説の形態的側面から知られる傾向を簡略に分析しよう。それぞれの記述はいかなる様式の文面において残されているのか、を朝代ごとに数えれば以下のようなになる。

	唐	宋	元	明
家伝	一	三	二	
墓誌銘・墓表		七	十二	九
行状・神道碑		五	一	五
祠廟・家廟の碑記		二	五	一
その他建築物の記念		一	一	二
式典の記念			二	
族譜・編纂物の序		二	一	五
その他			五	

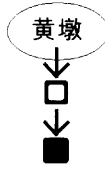
やはり墓誌銘など故人に関する文書においてその祖先史として言及する、という場合が多数を占める。黄墩伝説を記述する主体（あるいはこうした記述の執筆を依頼する主体）は、やはりまずもって同族・宗族集団であったと言えよう。このことから、同時代における彼ら同族・宗族集団の社会的実態とその変遷が、黄墩に関する言説の内容とも相互に関連すると仮定し、以下に進める考察の大前提としておきたい。なお明代に現れる「その他」には、後に詳述する程敏政による祖先史の検証に関する文章などがふくまれており、これが従来見られなかった形での言及のあり方であることが分かる。

次に、それぞれの言説で語られる移住そのものの形態について分析しよう。くりかえすが、ここでは文中での語られ

直結型



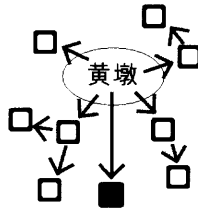
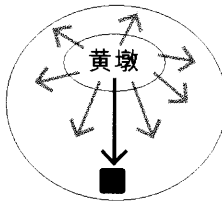
経路型



分岐型



□ = 他の居住地  
■ = 現住地



拡散型

樹枝型

＜図2 移住伝説の形態分類＞

方を問題としてしているのであって、その背後にある個々の移住の実態について把握しようとしているのではない。これらはおおよそ五つの形態、便宜的に名付ければ直結型・経路型・分岐型・拡散型・樹枝型と分類して論じることが妥当と思う（図2 移住伝説の形態分類参照）。

まず直結型とは、「新安汪氏 隋末唐初に於いて見れ、五季の乱、黄墩より婺源に徙る者有り」（05）などのように、黄墩と現住地（ここでは婺源）のみが言及されている場合である。これに対して経路型は黄墩と現住地との間にひとつまたは複数の先住地があつたと述べられているもの、分岐型は現住地以外にも枝分かれした同宗者の居住地に触れられているものである。拡散型は「…遂に黄墩に居す。（中略）其の後、散徙し、浮梁程山に居するは公の十世祖たりす」（09）などのように、現住地以外にも同宗者があいまいかつ広範囲な一帯に展開していると言及するもの。なお「汪氏：又た旁郡に溢出して處處の代に顯人有り。君の先、歙の黄墩より祁門の石山に徙る。剣、石山より邑南の韓溪に徙る。」（32）などの場合には、あいまいな拡散型言説の中に黄墩↓石山↓韓溪の経路型が内包されている、ととらえておく。最後の樹枝型については、最も明快な例である「程用之墓誌銘」を引いておこう（12）。

…是に於いて相い率ひ黄墩を去り、草市より上り、各おのの勝地



を擇びて之に散居す。曰く臨溪、曰く汧川、曰く富溪、曰く會里、曰く普合、曰く遐富、曰く新屯。而して汧川富溪と夫れ番陽諸族とは、則ち又た臨溪由りして後に始めて散ずるなり…。

この文で説かれる移住の過程は、まず黄墩↓草市↓臨溪、そしてこの臨溪から分岐して徽州内部の汧川・富溪へ、また番陽（饒州）の諸地点へ、というものである。すなわち、黄墩から発する多数の居住地への移住について、分岐点・前後関係まで含めた明確な説明がなされており、全体としての移住の経過が黄墩を根とする樹枝のように展開されるものを樹枝型と名づけておく。

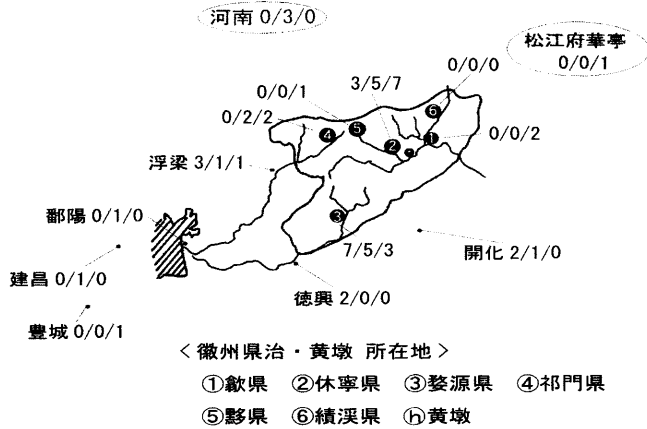
このような五種に分類した上で、朝代ごとにその数を計算すれば以下のようである。

	唐	宋	元	明
直結型			八	十
經由型			三	四
分岐型			二	二
拡散型			六	三
樹枝型	一	二		

多数同姓者の居住地を結ぶ樹枝型言説は、いわば族譜中の記述として完成を見るものであるが、宋元の墓誌においても少数ながら存在することが認められる。後代になるにつれ經由型が増加するのは当然として、宋代における拡散型の多さとその後の減少傾向には、言説が緻密化していく流れを確認することができよう。

最後に、こうした言説はどこで語られたのか（言説を事実ととらえる視点からすれば、個々の記述における黄墩からの移住先はどこか）を数え上げ、黄墩伝説の広がりや地図化したのが図3「黄墩伝説を祖先史とする者の現住地」である。拡散型・樹枝型などの場合には一件の記述から複数の地点について数えることも妥当だが、ここではあくまで一文につき一件、記述の主題となっている宗族集団の現住地に基づいて数え、県ごと、朝代ごとに計算している。これによ

図3 黄墩伝説を祖先史とする者の現住地  
(宋 / 元 / 明)



なからうか。これは今回の考察を通じて筆者の得た見解というにすぎないが、本論全体の叙述はこれにのっとって為されてきていることをお断りしておく。

れば、当初宋代において黄墩伝説を語ったのは浮梁・婺源・徳興・開化という西南部の一带、とりわけ黄墩から見て南の方面であったことが分かる。これは拡散型言説での「饒、歙、開化」(04)といった広がりとも一致する。

以上はあくまで言説の表面的・形態的な変容にそつた分析である。次節以降ではより詳細に言説の内容について、ひとまず朝代ごとに見ていくが、本論の考察・叙述上、あるいは奇異の念を抱かれるかも知れない問題について、事前にふれておきたい。

歴史研究に限ったことではないが、何らかの事象に関し考察を図ろうとする場合、これに類する事例をできるだけ多く収集し、より多数に共通する要素によってこれを定義するという手法がある。しかし史料上の記述を実態の記録でなく言説ととらえる場合、まして移住伝説のように一地域で膾炙したが故に遺された言説に関し考察する場合には、むしろ少数の特異・例外的な事例にこそ注目すべきと思う。そこにこそ、定型化された多数の事例を分析する手がかりが潜み、あるいはまた、伝説に包摂されぬままいわば異物として取り残された歴史上の実態が伝えられているのでは

表 1 唐五代・宋代における黄墩伝説、祖先史上の「黄墩」言及例

	執筆者・題名（収録史料名と巻数）	執筆年（推定は…）
A	程迥「程都僕僮世録」(『文獻志』96上)	唐末五代
B	巢史「太平寰宇記」104 江南西道二、徽州、休寧県	937～938年に完成
31	朱播「孫曾祖父作詩後序」(朱松「學齋集」10)	1360年
32	汪藻「奉議公行狀」(『浮溪集』24)	(1105年)
33	朱松「先君行狀」(『壺齋集』13)	(1120年)
34	程俱「跑山閣記」(『文獻志』11)	(1137年以後)
35	汪藻「左明語大夫知全州汪君墓誌銘」(『浮溪集』26)	(1142年)
36	程禹「宋左中奉大夫徽猷閣待制新安縣開國伯良邑九百戶致仕贈左通奉大去程公俱行狀」(『文獻志』84上)	1144年
37	程安「宋故顯謨閣學士左中大夫致仕文安縣開國子良邑九百戶賜紫金魚袋贈光祿大夫程公邁家傳」(『文獻志』84)	(1145年)
38	汪藻「判官程克一墓誌銘」(『浮溪集』27)	(1149年)
39	胡銓「戶贈左通奉大夫程公邁墓誌銘」(『文獻志』18)	(1152年)

執筆年(墓主卒年)。推定は…

①文の主眼となっている人物あるいは墓主の名・字・号など、②黄墩に関する記述、③本文の主眼となっている人物と執筆者との関係あるいは本人の履歴、その他の知見、④【黄墩伝説について語っている場合のその形】。

①程迥、②(「程盡流より」)凡十三世、世居黄墩。乾符五年歲、在戊戌端午日、黄樂別郎入黄墩。洵之族人連龍解散、賊樂送營本宅〜

①黄墩湖、在縣西南四十五里。其浦有堰〜

①朱甫・全妻・歛深原者、②「唐人陶師為歙州、初克歙川、天祐中吾祖以雍之命王聖川勳討結卒三千人成之。邑屋紹以安、因家焉。是為歙州吳郡朱氏之始祖。蓋初來于歙之黄墩。今歙民、有朱氏姓察或周樂察者、皆處甚富」、③朱甫は執筆者の父、

④【擬敬型】。

①汪毅・次元、②「〜至五季、有自歙之黄墩徙婺源潭珠者、于公為九世祖、子孫因家焉」、③毅はさらに徳興龍溪に家す、④【墓由型】。

①朱森・良材、②「世家歙州之黄墩。七世祖、天祐中以陶雍之命、總卒三千成婺源。邑屋紹以安、因家焉」、③墓主は執筆者の父、④【直結型】。

①「諸款開化諸程系、皆出黄墩陳安西將軍司空忠壯公之後」、②同宗の程構のために記す。程禹は汪藻のひと、程俱は衢州開化のひと、③【分岐・擬敬型】。

①五世、伯強、②「新安汪氏見於隋末唐初、五季之亂、有自黄墩徙婺源者、以實據績開間」、③墓主の汪慎は毅の孫、④【直結型】。

①程俱・致道、②「〜元諱〜其子孫田宅於新安之歙縣、遂居黄墩。遷開化北原者、公十世祖也」、④【直結型】。

①程邁・進道、②「程氏世為新安望族、皆祖晉新安太守元諱、梁鎮西將軍開府儀同三司忠壯公盡流。其先自歙黄墩遷開化北原、又自北原遷歸南山」。③程森、程邁ともに歸県のひと、④【墓由型】。

①程克一・貴之、②「程氏之先見于諸書、其後解散流衍、布滿南北、各自為族。公之上世、口相傳悉、以為黄樂之亂自徽州之黄墩徙焉。不知徽州之程向別也。至公始推究本末、譜而辨之、于是知其為程忠壯公盡流之後。自黄墩之徙凡八世、公之兄鄩、始以進學傳書」、③墓主は衢州開化の人。おのの程開中が汪藻に執筆を依頼、④【擬敬型】。

①程禹・伯高、②「嘗樂與詩、元諱封節行新安太守、代遷百姓進道、請留下、詔祭請卒元帝賜其子孫田宅於新安之歙縣、遂居黄墩。侯景之亂、盡流糾合柳里、保歸歙有功。〜其後歙徒、居洋梁程山者於公十世祖」、④【擬敬型】。

10	(程氏) 兼乘「宋道政殿學士中華大 夫提學隨安府洞宮都陽郡開國侯 邑一千七百戶贈資政殿大學士張青 孫大夫諡宣靖程克復家傳」(『文獻 志』94下)	①程克復・元繼、②「其先本梁將軍忠壯公靈洗之後。自歙之黃墩徙浮梁之景德鎮」③程 克復は北宋末南宋初のひと、④【直経型】。	(1157年)
C	羅願「新安志」3、歙縣、水源		1175年に刊 行
11	朱熹「韓深翁程君墓表」(『晦菴集』98)	①黃墩場、在縣西南四十五里、湖二十餘丈、長三百丈、眾水所潴。湖皆有蛟〜「云、黃 墩場廣衍、黃墩之亂、中原衣冠避地者相與保于此。及事定、留居新安、或稍歙之傍郡〜」 ②程鼎・復子、③「蓋新安舊隕信安諸程、皆出梁鎮西將軍忠壯公靈洗、其家婺源者又自歙 之黃墩徙而來、譜牒具在。問之先君子忠壯公輝黃墩、其妻以石為封、今尚在也」④墓主 は朱松の内孫、婺源の人、⑤【族徽型】。	1184年 (1165年)
12	程敏「程用之墓誌銘」(『洛水集』10)	①程用之、②「都便黃與程平之後歿居而謀曰、〜族之父兄弟、謹以為然、於是相率去 黃墩、由重市而上各擇勝地歿居之。曰鶴溪、曰雙溪、曰會里、曰普合、曰雙富、 曰折屯而復川。富溪與夫華陽諸族、則又由鶴溪而後始歿也。故鶴溪古梁山猶有祖墓在焉。 〜用之、富溪族也」④【變格型】。	(1233年)
13	程敏「朱惠州行狀」(『洛水集』11)	①朱程・聖貞、②「朱世居而國相與、唐末有避地新安者居歙之黃墩、十六世祖春姑家首村」、 ③墓主は休寧の人、淳熙十四年の進士、④【直経型】。	(1232年)
D	胡麟「梁將軍程忠壯公傳」(『文獻志』 51)	①程靈洗、②地方神としての程靈洗を稱文、「公生為黃墩人、死為黃墩神。折雨而雨、折 晴而晴、區火疫厲有請即應、黃墩之民、受公之庇為不涖矣」。	(1239年)
14	黃震「新編吳云修職張公墓誌銘」(『黃 氏日抄』94)	①程某、②「其先開封人、唐賢宰相諱文瓊之後、有號張三公者、又自歙之黃墩遷臨州德興 県上、③墓主は張天瑞の父、黃震と面識のあった天瑞が執筆者依頼、④【直経型】。	(1271年)
15	朱熹「奉使直龍閣朱公行狀」(『晦菴 集』98)	①朱弁・少章、②「公諱弁字少章、其先吳郡人。中徒歙之黃墩、唐末有諱古傑者、為鞠雅 儒將以兵伐婺源、因家焉上、④【直経型】。	南宋
16	朱熹「婺源茶院朱氏世譜後序」(『文 獻志』18)	①「吾間之光君子太史吏部府君曰、吾家先世居歙州歙県之黃墩、相傳望出吳郡松陵軍所無 繁。唐天祐中鞠雅為歙州刺史、初克婺源、乃命各相補兵三十戌之、是為制置茶院府君」、 ④【直経型】。	南宋
17	章燾「武夷聖師監泉州市舶務朱公由 義墓誌銘」(『文獻志』96上)	①朱由藩・直之、②「世居歙之黃墩。十世祖制置公古傑、唐天祐中以鞠雅命成婺源、因家 焉。而長子拱衡上將軍歙州團練使雲、遂居休陽、即晦庵先生七世伯祖也」。③墓主の子推 賢が執筆者依頼、④【變格型】。	南宋
E	羅願「程備同顯記」(『羅鄂州小集』3)	①程靈洗、②程靈洗について、「〜而鄉人追思其善、亦相與祠之不置。今距州三十里、有 地名黃墩者、墓與宅ト在焉」。	南宋
18	程龍「書婺源龍障程氏譜」(『文獻志』 23)	①「我程自忠壯而下、北據已梁、傳而至於黃墩四祖、屬繁祖一派蕃盛。今真直下族派可接 者、僅十之一二、其子孫繁多、已難數計。然而或以流移、假出此入、此出彼入、 互不可考。有如江淮河漢之水、原頭異派、支流而至於海也、亦莫別其為江淮河漢之水矣」、 ④【分枝・族徽型】。	南宋末元初

宋元明の徽州における黃墩移住伝説 (田樂)

### 三 宋代、黄墩伝説の形成過程

さて表1に列挙した黄墩伝説の言及例について、言説の主体となるそれぞれの同族・宗族集団を単位として眺める時、最も早期のものとして目につくのは婺源県朱氏の事例であろう(01、03、15、16、17)<sup>(3)</sup>。

：天祐中、吾祖 雅の命を以て婺川の輸賦を主り、卒三千人を総べて之れを成る。邑屋頼り以て安んず。因りて焉これに家す。是れ婺州呉郡朱氏の始祖為り。蓋し初め歙の黄墩より来たれり(01)。

公諱は弁、字は少章、其の先 吳郡の人なり。歙の黄墩に徙するに中りあた、唐末、諱 古僚なる者有り、陶雅の偏將と為り兵を以て婺源を成る。因りて焉これに家す(15)。

これらは唐末五代において、呉国楊行密の部将陶雅の部下として、兵士を率い黄墩から婺源県治へとのりこんだ人物<sup>(3)</sup>を中心とする祖先史である。その八世に当たる子孫として朱熹を輩出していることが、多くの記述を今に残す強力な背景であろう。言説の内容に関していえば、黄巢の乱自体についてはふれられず、戦乱からの避難という要素も見られない。一族に列なる者の証しとして、秋祭に魚鱉を用いるという独自の慣習をことさら挙げている点にも注意されたい(01、16)。

ついで注目されるのは、徽州の南に接する衢州開化県を中心に、黄墩から衢・徽・饒の三州へと拡散していった程氏に関する言説である(04、06、07、08、09、10、11)。前節で黄墩伝説の広がりや地図化した際に見出された、南方へと向かう傾向はこれらを根拠としている。

：饒・歙・開化、諸もろの程の系、皆な黄墩陳安西將軍司空忠壯公の後より出づ(04)。

：公の上世、口ぐちに相い傳授するに、以為えらく、黄巢の乱、徽州の黄墩より焉これに徙る、と(08)。

：蓋し新安・番陽・信安の諸もろの程、皆な出梁鎮西將軍忠壯公靈洗より出づ。其の婺源に家する者も又た歙の黄墩より徙りて來る。譜牒 具さに在り(11)。

これらの言説では開化県以外にも、浮梁県など饒州の程氏（04、09、10）、徽州の程氏（04、11）、徽州黟県南山の程氏（07）などが、黄墩にかつて寄寓し分岐していったものとしてふれられている。

その他には婺源県の汪氏（02、05）、休寧県内の多数集落から饒州鄱陽県にまで及ぶ程氏（12）、休寧県首村の朱氏（13）、饒州德興県の張氏（14）が見えている。なお多数集落の程氏についてふれる「程用之墓誌銘」（12）が、移住伝説の形態としては宋代ではまれな樹枝型に属することは前述したが、これに先だつて語られる黄墩からの移出の経緯に関するくだりは、実はいっそう特異な内容となっている。

程氏：更に十有三世にして儀同（程靈洗）、生まる。又た十有三世にして都使 生まる。都使 巢寇の既に平らげらるの後に當り、族を聚めて謀りて曰く、「往者<sup>さき</sup>に盜、吾が屋に據り以て駐兵す。今大盜は殄くと雖も、而るに四方の寇攘は方には是れ自り始まらん。盍ぞ地を辟くる所以を謀らざらんや、然れども徙るは必ず山に依るべきなり。時の平らかなるには則ち安んじて穡と桑とを意<sup>おも</sup>ひ、緩急なるには則ち險阻に憑恃す、此れ亡窮の計なり」と。族の父兄弟 謹びて以て然りと為す。是に於いて相い率ひ黄墩を去り、草市<sup>よ</sup>由り上り、各おのの勝地を擇びて之に散居す：

すなわちここでの程氏は、自らを黄巢の乱以前における黄墩の居住者・先住者として語っているのであって、同地への寄寓者として祖先史を語る多くの他姓とは根本的に異質である。しかも唐宋、「吾が屋」に「盜」が侵入したという一節は——この場所が黄墩の程氏の居住地を指すものか、あるいは広く徽州一帯を指すものかによって異なるが——、黄墩への新参者・寄寓者となった他姓が、実は「中原衣冠」どころか黄巢の残党であった可能性さえ示唆している。

なお、これら宋代における言説全体を通して見ると、意外なことに黄巢の乱について直接言及するものは「判官程克一墓誌銘」（08）と「程用之墓誌銘」（12）の二件のみ、ともに程姓の祖先史である。

それではこうした諸言説について、それぞれの語りの主体（多くの場合は同族・宗族集団）の社会的実態とからめながら再検討し、注目すべき例を見出していこう。まず、朱熹へとつながる朱氏宗族集団の実態については、すでに多く

の研究もありここに繰り返す必要はないが、それらの成果と照らしあわせた時、彼らの言説内容とその変化には興味深い点がある。彼らの宗族集団における居住地の変遷と、言説の執筆者の関係を图示すれば、以下ようになる。

世代 一世 五世 六世 七世 八世 九世

人名・移住 朱環（黄墩から婺源へ移住）→振 絢 森（福建へ移住）→松 熹

【言説】

【01】

【03】

【15、16】

すなわち黄墩に関する言説をものしていたその時期、朱氏宗族集団は居住地としての徽州からはずでに離れ始めていた。朱熹の祖父、朱森の代からは墓所も福建にあり、族人同士の交流・連絡は密であったものの、朱熹自身が婺源を訪れたのは生涯わずかに二回（または三回）、講学と墓参のためであったという（趙一九九四）。すなわち朱氏にとって黄墩伝説への言及は、少なくとも現に居住するが故の同郷意識の発露だったわけではない。むしろ、遠く離れた故地を宗族集団として想起する際の象徴として繰り返されていったと見るべきであろう。

また、秋祭に魚鱉を用いる独自の慣習という言説についても、徽州からの離脱によって生じた変化が見てとれる。いまだ徽州に居住していた朱振の段階では「今歙の民、朱氏にして秋祭に或いは魚鱉を用いる者有るは、皆な族なり」（01）とあるように、単なる同姓者に対する排除の働きを持つ反面、この慣習さえ認められれば「皆な」同宗と認めうるという包摂の働きをも持つて語られていた。しかし朱熹の執筆による段階では「相傳するに、望は呉郡より出で、秋祭率ね魚鱉を用う」（16）とある通り、もはや既定された朱氏宗族集団内部の一特性としてしか語られていない。

要するに黄墩伝説に関する最も早期の言説は、朱氏というむしろ徽州周辺から離脱しつつあった宗族集団によって提示された。そして朱熹の存在は、朱環→朱熹の系統とは分派した休寧県朱氏の祖先史「武翼郎差監泉州市舶務朱公由義墓誌銘」（17）においても、ことさら「即ち晦庵先生の七世伯祖なり」と言及されているように、早くも祖先史叙述上に権威を顕し始めていたことを記憶されたい。

次に、衢・徽・饒の三州への拡散を説く程氏の言説の中から、特に注目すべき例として検討しておきたいのが、「判

官程克一墓誌銘」(08)である。

…公の上世、口ぐちに相い傳授するに、以為えらく、黄巢の乱、徽州の黄墩より焉こゝに徙る、と。徽州の程何ぞ別れるや知らざるなり。公に至り始めて本末を推究し、譜して之を第す。是において其の程忠莊公靈洗の後為るを知る。今、其の丘墓尚お在るなり。…

同文によれば、墓主程克一は衢州開化県のひとである。先祖に任官者はなかったが、「黄墩の徙より凡そ八世」をへて彼の兄の寵が勉学を開始し、彼と弟の允若もこれに従って学んだ。政和八年(一一一八)には允若によって進士及第が果たされるものの「未だ幾くならずして兄弟皆な蚤世し」、独り残った克一は紹興八年(一一三八)に特奏名にて及第、同一九年(一一四九)に六三歳で死去したという。

この文の要素をまとめれば、

- ①黄墩からの移住以来、北宋末南宋初までの「凡そ八世」の間、その祖先史は口伝にすぎなかったこと、
  - ②口伝の段階でも、黄巢の乱に際して黄墩から現住地へ移住したという「黄墩伝説」自体は語られていたこと、
  - ③しかし口伝の段階では徽州に現住する同姓者との関連は不明瞭とされていたこと、
  - ④墓主こと程克一が「本末を推究し、譜して之を第す」ことよって初めて程靈洗の後裔と判明したこと、
- の四点と整理できよう。先に触れた通り克一らは科挙受験を開始して間もない一族であり、こうした口伝から書き伝えるへの移行が一個人の業績として詳細に語られる背景には、社会的上昇を追い風として祖先史の再構成を急いだ彼ら宗族集団に特有の状況があったと思われる。

ところで黄墩から衢州開化県への程氏の移住を説く他の事例(04、06、07、09、10、11)を改めて見ると、「判官程克一墓誌銘」とは対照的に、開化県程氏と徽州程氏との関連、さらには徽州の先人の代表的存在である程元譚・程靈洗との関連もはつきりと語られていることに気づかされる。とりわけ程克一と同じ開化県のひと、程俱に関して語られる祖先史(06)がそれを明言していることに注意したい<sup>6)</sup>。



ここから想定できるのは、移住伝説の叙述のあり方に対する社会的地位の作用である。一般的に言つて、直結型や拡散型として移住過程を語る場合には、従来の同族・宗族集団以外に承認を必要としないのに対し、分岐型や樹枝型として詳細に語る場合には、他の地域に現住する同姓者の承認を必要とすることになる。逆に言えば分岐型・樹枝型の移住伝説は、居住地を異にする同姓者が同宗関係を結んだ時に墓誌・族譜に記録されるのである。克一は科挙受験を開始した第一世代に過ぎなかったが、俱は祖父・父ともに進士であり彼自身も高宗朝で高官に登っていた（06および『宋史』卷四四五、程俱伝）<sup>10</sup>。克一・俱それぞれの宗族集団が、それぞれに経済的・文化的資本を傾けて構築してきた祖先史の蓄積のへだたり、それ自体が、徽州程氏との関連への言及の有無として、そしてまた拡散型と分岐型という言説形態の差異として現れていると思う。程俱の宗族集団においても科挙官僚を輩出する以前には、実は克一のそれと変わることもない拡散型の言説しか語り得なかつたのではないか。あいまいな祖先史に対しては、実利の獲得をめぐる熾烈な攻撃が他姓・他宗から向けられさえしたことも考慮しておくべきであろう<sup>11</sup>。

こうとらえるならば、祖先史再構成の過程を示す先の①④の整理のうち③④は、③社会的上昇を未だ果たさず祖先史を口伝する段階では、他地域に現住する同姓者と同宗の関係にあると明確に主張することはできなかった、④科挙合格者を輩出し族譜編纂を行うなどの社会的上昇を果たして初めて、他地域の同姓者と同宗の関係にあると主張できるようになつた、とも言い換えられよう。

これは、拡散型とは最も対照的に詳細・緻密な樹枝型言説の背景と対比すればいっそう鮮明である。というのも宋代におけるその唯一の事例である「程用之墓誌銘」（12）は、先にも掲げた通り総計七カ所もの同宗の居住地点に言及するものだが、墓主の同宗にして執筆者の程秘には、こうした主張を可能とするだけの経済上・人的結合上の突出した資本があつた。南宋寧宗朝の直学士院、礼部尚書でもある彼は、歙県仁愛郷において次のような活動を残している<sup>12</sup>。

宋嘉定間（一一〇八～一一三三）、裔孫休寧漢口の学士秘、會里の枢密卓、大郷の覃、歙槐塘の知録旂、休寧陪郭の掌書璋、将仕瑜と共に六人、地を買い廟を扞<sup>13</sup>む。並びに休・歙二処の田、六十五畝四十八歩を捨し、

供に祀る。

すなわち程秘は歙県・休寧県の有力な同姓者から協力をとりつけ、蛟蜃退治の説話で知られる祖先神程靈洗の祠廟建設に乗り出していたのである。また彼は「歳毎に一郷六社の人を合わせ、神の汉口に至るを迎」える祠祭を行っていたことも知られる（程敏政『篁墩文集』巻一四、「休寧汉口世忠行祠記」）。こうした条件の下でこそ説きえるものが、宋代ではまれな樹枝型言説であり、先にも触れた黄墩先住者としての特異な祖先史であったと言えよう。

たしかに黄墩伝説は、族譜編纂など宗族制度の整備がまだ果たせない段階においても、他者に向かって語ることで、おそらくは口伝の祖先史として機能したのであろう。しかしそれは、他の居住地——克一と俱との関係を考えれば、同じ県内の居住地であつてさえ——で同じく黄墩伝説を語る同姓者に対し、貧富貴賤の差をこえて即座に同宗關係を主張する根拠となるものではなかつた。黄墩伝説と一括できる言説のうちでも、拡散型に類するあいまいなものとは分岐型・樹枝型のように他の同姓者の承認を必要とする詳細なものとは、いわばその間に階層差を持つており、③から④への移行は語り手である個々の宗族集団にとってひとつの関門であつたことに留意する必要がある。逆に言えば拡散型言説は、いわば充分な社会的上昇を待たず語ることのできる移住伝説であり、牧野氏のいう「二重の同郷觀念」はこの拡散型言説においてこそ認められると言えよう。

以上、宋代の段階における黄墩に関する言説を通観し、その特色として指摘できるのは、他の移住伝説における先住地や寄寓地とは異なつて、黄墩は当初から朱熹という一地域を超えた学問上の権威と関連づけて語ることが可能であつた、という点である。実際のところ厳密な意味でその一族の先住地と言える婺源県はともかく、黄墩自体と朱熹その人の関連は乏しい。しかし、婺源県治で彼を祀る祠廟が宋末咸淳五年（一二六九）の詔で「文公闕里」と称されたことによつて②、婺源県、そして——正確には拡大解釈と言ふべきだが——徽州および黄墩を朱熹の故郷として語ることは、正統な根拠と魅力的な表現の双方を獲得したのであつた。

また、あえて次節での考察に先んじ、後代の言説とも比較した場合、この段階における黄墩伝説の特色は、依然とし



29	宋升「永思亭記」(『文獻志』15)	①程和卿および程貴老、②「升、從和卿得其譜、云凡新安之程皆出晉太守元譚。太守當永嘉末有德政、賜第都之黃墩、家焉。至梁將軍忠壯公靈洗、起鄉兵拒侯景、廟食於鄉、子孫始盛。至唐、御史中丞都使公漢、復以鄉兵拒黃巢。其中子南節、領軍保永寧、遂居邑之陪郭」、④【直結型】。	(1348年に弟とともに葬)
30	魯貞「程道夫墓誌銘」(『桐山老農集』3)	①程寧、道夫、②「至寧、鎮東將軍元潭、守新安居歿之黃墩、廿九世孫伯之、從居開化之龍山。道夫其裔孫也」、③弟である程則明の墓誌を執筆者は主として執筆しており、今回は子の程容から要請をうけて執筆、④【直結型】。	(1352年)
31	唐桂芳「江季用墓誌銘」(『白雲集』7)	①江村、季用、②「按家傳、江以姓歸自歿黃墩遷婺源」、③墓主の弟が執筆を依頼、④【直結型】。	(1352年)
32	厲集「中山處士汪君應新墓銘」(『文獻志』92上)	①汪應新、元美、②「新安之郝門人、新安潁州邑六、民生衆而多秀、汪氏居十八九、又溢出旁郡而處處代有顯人。君之先、自歿之黃墩徙郝門之石山。剝自石山徙邑南之韓溪」、④【終由・振歿型】。	1353年 (1358年)
33	李祁「新安節士節君墓誌銘」(『雲陽集』8)	①節士英、服膺、②「節氏為新安世族。其初歿黃墩徙婺源之長田、原凡三徙不出婺源。其後自婺源徙休寧之宏衝垣、凡再徙乃居溪西、是為溪西節氏」、④【終由型】。	(1361年に葬)
G	汪克復「梅烈侯祠記 至正甲辰」(『瑞谷集』5)	①梅綱、②「〜吾郡有古丘墓三、唐初汪忠烈墓在歿北之雲嵐山、距今七百餘年。陳初程忠壯墓在歿西之黃墩、距今八百年。俱立廟墓道、尸而祝之。唯侯之墓、自漢迄今千五百餘年、而鄉之人思之久而愈篤」、③梅綱は前漢吳符の將軍。	1364年、 『文獻志』では1353
34	王禴「重建徽国文公朱先生家廟記」(『王忠文集』9)	①程文海、拒夫、②「程氏之先〜忠壯公靈洗佐命于陳、代著忠蹟、世居歿傳之黃墩、以官留居婺源、今州東萬年鄉松岩里。其世所居也」、④【直結型】。世居歿傳之黃墩、復遷于休寧泉之関川口。宋元豐中〜」、子孫は郡州京山→建昌へと移住、③文海は建昌南極のひと、程世京は拒夫の「諸孫」、④【終由型】。	1367年 (1318年)
35	程世京「年譜」(程拒夫『雪樓集』付録)	①程文海、②「程世京は拒夫の「諸孫」、④【終由型】。	元
元	程文「歿節令君安廟碑」(『文獻志』85)	①「東南、有唐越国汪公廟、在白羊山、最顯。又四百餘年、有宋錢氏兄弟廟、在汝溪。又百餘年、有唐越国汪公廟、在島聊山、最顯。又四百餘年、有宋錢氏兄弟廟、在汝溪。又百五十餘年、有節令君墓」。	元
36	程文「香河南上程氏官振錄後」(『文獻志』34)	②「河南夫子胥、出中山。中山之胥、出自新安之黃墩。實忠壯公之裔、陳宋稱遷而北者也」、④【分岐・振歿型】。	元
37	于文傳「進義副尉徽州路休寧具尉程君隆墓表」(『文獻志』85)	①程隆、②「君之先居歿黃墩。〜忠壯之後曰漢、唐季復起鄉兵拒黃巢、歷官歿州都知兵馬使。子南節、定居休寧陪郭。傳五世至宋開州團練使金、禦金人于池州。時伊川子孫避亂州中、遂相祖誥。〜四世孫國無子、而伊川七世孫梁秀、實繼之。故君之族、於伊川為近」、③程隆はもと休寧泉尉、④【直結型】。	元

てあくまでも同姓・同宗の間のみから形成される言説であること、言うなればいまだ分散的・個別的に生じる言説であったことにあると思う。そこで語られる黄墩そのものも、依然として単なる一地点であるに過ぎない。またその地勢についても「廣衍」(B)・「狭隘」(27) ①と相反する形容が見られるように、徽州に関する歴史地理的な知識や評価が共有あるいは一本化されているわけではなかった。では、元代・明代にかけてはいかなる変遷をたどるのであろうか。

#### 四 元代、黄墩伝説の権威化

まずは前節と同様に、主体となる同族・宗族集団を単位として元代の諸言説を確認していこう(表2参照)。最も数多く見出すことができるのはやはり程氏に関する例であり、その中では休寧県の程氏(20、22、25、29、37)をはじめとして、開化県(30)、さらに遠くは河南(24、25、36)、鄂州建昌県(35)の程氏までが同宗として登場している。

…忠壯公靈洗、忠勲を以て廟食を賜い、遂に一郡の著姓と為る。子孫南北に散處し、河南二夫子も亦た其の裔の若し。忠壯十四世孫灑、唐季、歙州都知兵馬使と為る。子の南節、歙の黄墩より休寧陪郭に徙る。…(25)

…升、和卿より其の譜を得るに、云うならく凡そ新安の程は皆な晋太守元譚より出づ。太守永嘉末に當り徳政有り、賜第を郡の黄墩に賜い、焉に家す。…唐に至り、御史中丞都使公灑、復た郷兵を以て黄巢を拒む。其の中子南節、軍を領し永寧を保ち、遂に邑の陪郭に居す。…(29)

その他には康氏(19)、王氏(21)、江氏(31)、俞氏(33)、浮梁・祁門・婺源に分岐した李氏(23、27、28)など、新たに多数の宗族集団が黄墩伝説を祖先史として語っている。唐の宗室の後裔と自称する、李氏による言説を例としてあげておこう。

李氏、本と唐の宗系なり。新安に居すること何れの年より始まるかを知らず。後嬰、広明の亂に黄墩に遷る。諱京なる者有り、浮梁の山水、清夷鬱紆、田とするに可く廬とするに可きを樂しむ。乃ち遂に相攸し、族以て滋衍

す(23)。

其先唐の宗室なり。広明の亂に地を東南に避け、歛の黄墩に至る。兄弟三人、析ち三族と爲る。祁門孚谿の槃田に居する者、曰く鴻、君の始祖なり(28)。

なぜ彼ら後発の諸宗族集団もまた、黄墩伝説という形で自らの祖先史を語っていくのだろうか。熊遠報氏の概括でも指摘された言説の定形化傾向や(熊二〇〇四)、先にふれた拡散型言説のあいまいさが果たす融通性から説明できることではあろう。しかし諸事例を通観すると、個々の宗族集団の事情や徽州とその周辺といった地域的な問題を越えた、より広域的な社会情勢の作用が見出されるように思う。以下の行論を先取りして言えば、それは黄墩伝説ないし黄墩そのものの権威化であり、そこにはまた先述の朱熹の権威、そして河南程氏による黄墩伝説の受容が深く関わっていた。先に掲げた李氏に関するいまひとつの言説、唐元「李氏族譜序」(27)には、こうしたことが現れていると思う。

…元 幼くして程文簡の家譜を読む。言うなら、其の族黄墩に出る、と。朱文公も亦た黄墩より出、今李氏も亦た黄墩より東遷す。文簡謂えらく、黄墩の地本と狭隘、衆容る能わず、特に巢賊已が姓を重んじ殺戮を施さず、故を以て衣冠の家多く之に依る、土著に非ざるなり、と。吾祖兄弟三人、其の遷る所をトイ、俱に田に従るを以てす。諱德鵬 祁門の裏田に遷り、德鴻 浮梁の界田に遷り、德鸞 婺源の嚴田に遷る、此れ吾が始祖なり。…(27)。

まずは同文の背景となる李氏宗族集団の実態を確認しておこう。事情はいささか複雑である。同文中での記述や『新安名族志』李氏および唐氏の項によれば、執筆者唐元の属する歙県唐氏は実は婺源嚴田李氏の血統であったが、元初に五大姓への虐殺を避けるため、彼らの遠祖の統治した王朝名「唐」を以て姓としたという。すなわち唐元も李氏とは異姓にして同宗であることになる。果たしてこれが事実か否か、こうした変則的同宗関係を主張する唐氏と李氏の関係はどのようなものであったか、興味をひかれるところだが管見の限り詳細は明らかでない<sup>12)</sup>。「李氏族譜序」自体から宗族集団としての状況をうかがえば、「山泉先生 既に族を譜し、仲氏も又たこれを譜す」とあることから、以前にも族譜編纂が行われていたと知られる。元來同文が付されていたであろう族譜そのものについては確認

できないけれども<sup>13)</sup>、祖先史中の一要素となつている三兄弟による三県への分枝について、同文より先立つものと思われる浮梁県李氏の系統の墓誌銘「故宋登仕郎李君墓誌銘」(23)はこれに言及せず、同文より後に位置づけられる祁門槩田の系統による「祁門李君與廉墓誌銘」(28)がこれを語つていふことから考えれば、三県の李氏がお互いを同宗と承認した上での祖先史叙述を行ったのは実に今回の族譜こそが最初であり、三兄弟という説話要素はその際に創造または強調されるようになったと思われる。

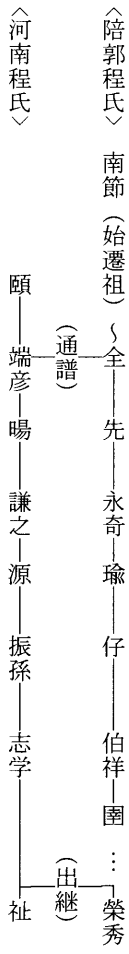
すなわち「李氏族譜序」執筆の時点における李氏は、一県・一居住地内での宗族結合をすでに整え、他県の同姓の一部に対し祖先史を共有することによる連合を図る段階にあつた。一見していささか唐突に「朱文公も亦た黄墩より出」と述べる同文が、朱熹の権威を説明不要のものとして受容していることは明白だが、あるいはこうした拡大の過程であればこそ朱熹にことよせた権威づけが必要とされたのかも知れない。

さらに、ここまでの諸宗族集団による言説と対比して、この「李氏族譜序」には注意すべき点がある。それは、李氏の祖先史を語るにあたって、他姓の祖先史、それも文字化されたものである「程文簡(大昌)の家譜」が引き合いに出され、その記述が引用さえされていることである。これまでに見た宋代以来の諸言説の数量、あるいは宋代でも確認されている族譜編纂の事実<sup>14)</sup>を考えれば、文字化された言説が元来の語り手たる某姓を離れ、他姓の祖先史形成に流用されていくことは十分に考えられる。李氏宗族集団のみならず、康氏ほか他の後発諸族においても、実はこうした動きがあつたのではなからうか。近藤一成氏の論考によれば、他姓のそれも含めて族譜についての論評を記す「族譜の題ないし跋という形式の文」が南宋後半期以降には複数確認され、「宗族や族譜について自由に意見を述べ合う場も成立していた」という(近藤二〇〇五)。ここにおいて祖先史は相互に閲覧されつつ形成される段階に入ったと言える。

思うに祖先史の形成や族譜編纂の営みが単独の同族・宗族集団の中でまったく孤立して行われるならば、ある形の祖先史が価値ある祖型として他姓にまで受容されることはない。元代、諸宗族集団の間で祖先史が互いに参照される状況にあればこそ、「朱文公も亦た」として黄墩伝説は拡大した。

これをさらに加速させるいまひとつの要因となるのが、先にふれた河南程氏における黄墩伝説の受容であった。だが、語り手である程氏宗族集団の状況をふまえれば、後に朱氏のそれとの一対として宿命論的に語られるこの言説の誕生にも、実はきわめて偶発的かつ現実的な背景があったことが分かる。

北宋の二程・程顥・程頤の系統をひく河南程氏の一派は、宋の南遷の過程において江西池州へと逃れていた。彼らと接触を持ったのが、徽州の自衛活動に参加し池州の諸軍統制となっていた休寧県陪郭のひとつ程全であり、ここにおいて河南程氏と陪郭程氏との間で通譜が行われる(37、および『文献志』卷六五、程易「程公全神道碑」)。さらに元代には池州から県尉として休寧県へ赴任した程祉が「遂に陪郭と居を同じし」(『篁墩文集』卷四一、「資徳大夫正治上卿南京兵部尚書兼大理寺卿贈太子少保諡襄毅程公事状」)、果ては祉の弟の榮秀が後継ぎの途絶えた陪郭程氏の継子となる(25、37、および朱二〇〇四・第二章)<sup>15</sup>。こうした経緯を家系図として示せば以下のようなものである。



〈河南程氏〉

ここから想定すべきことは、二程の名声を継承しながらも宋金戦争下で異郷へと流れた河南程氏と、同じ戦争をきつかけにむしろ在地での社会的上昇を果たした陪郭程氏との実質的な利害の一致、であると思う。いわば河南程氏は、むしろ河南に居住できなくなった時、徽州陪郭の同姓者との同宗関係を承認したのであった。

ともかくもこれ以降両者は——少なくとも徽州の程氏の側は積極的に——互いを同一の「宗族」として主張するようになる<sup>16</sup>。つまり、晋の程元譚・梁末陳初の程靈洗以降、遅くとも唐末以前に黄墩から河南へと移出していた一派があった、というのである。こうした言説の源流とすべき南宋末元初の程龍「書婺源龍陂程氏譜」(18)では明言されていないが、胡炳文「郷賢祠記」(24)では「二程夫子」、陳祖仁「元故江浙等處儒學提舉程公榮秀墓誌銘」(25)でも「河

宋元明の徽州における黄墩移住伝説(山根)



南二天子」などと触れられていて、漠然と河南程氏とのつながりを述べるにとどまらず、二程との関連こそが強調されていったことは明かである。

実はこの説も全くの荒唐無稽というわけではない。北宋歐陽脩の『文忠集』巻二一「袁州宜春縣令贈太師中書令兼尚書令冀國公程公神道碑銘并序」(『文獻志』卷六二上にも収録)の銘では、河南の中山博野を本籍とする墓主に関して「中山の程、靈洗より出づ」と明言されていて、唐代はともかく北宋において「中山の程」が程靈洗からの血統を認識していた点は認められる。だが当の二程までがそのような認識を持ち続けていたかについて、確証は見出しえない。わずかに明人の方宏静が程頤の書簡中に「忠壯公裔」の印章を見たという間接的な証言が残るのみであり(江二〇〇四)、たとえ程靈洗からの血統が事実であれ、二程においてそれが強く意識されてはいなかったと見るのが妥当であろう。

興味深いことに、通譜と榮秀の出継とによって画されるそれぞれの段階において、同宗関係に関する徽州程氏の主張はその色合いを変えていく。こうした言説の初見である程龍「書婺源龍陂程氏譜」(18)では、歐陽脩の記述を引きつつも、程靈洗と河南程氏、徽州内の諸程氏、そして程龍自身の属する婺源龍陂の程氏という「同宗」間の系統を、緻密に考証するのではなくあいまいな認識にとどめたまま、すなわち本論の分類という拡散型の形態のまま強弁するかのようである。若干長文となるが、以下にこれを引用しよう。

歐陽文忠公謂えらく、程氏の族唐より盛んなる莫く、族分てば七為り、と。三祖は郷に安んず。

夷に江南の程を考ずれば、又た七分の族の半ばのみ。陳の亡び隋の興るより而ち江南の族返りて北返する者有り、宋の南渡より而ち江北の族轉じて南徙する者有り。蓋し江北中土、始めは三国の争を以てし、継いで劉石の乱を以てし、重ねるには五季を以てす。宋南渡の餘、中原板蕩、十室九空、其の族噍類無き者蓋し多し、何ぞ獨り我が程姓のみならんや。

獨だ呉蜀一隅に僻居し、故を以て族姓往往にして蕃衍す。盛唐七族と雖も、其の姓固より江南より徙る者有り。我が程忠壯より而下、北帰巴に衆く、傳えるに而ち黄墩四祖に至り、獨り纂祖の一派蕃盛たり。

今、其の直下の枝派 接ぐべき者、僅かに十の一、二、其の子孫衆多、已に數計すること難し。然り而して或いは仕宦を以てし或いは流移を以てす。彼出此入、此出彼入、互いに考ずるべからず。江淮河漢の水、同源異派なるも、流るるに及びて海に至るや、亦た其の江淮河漢の水爲るを別つ莫きが如き有り。郭崇韜 汾陽の墓を拜し、狄武襄 梁公の譜に謝す<sup>17)</sup>。是非賢否、後世の公議有り。各房の子孫にして流に沿い源を究めんと欲する者在れば、亦た推證して信を有するも可なり。

同文の執筆者程龍は南宋末咸淳元年（一二六五）の進士であり、「遠くは而ち河南・江西・湖・湘、近くは而ち休・歙・饒・信・開化・金華」の諸族の族譜を収集して、『龍陂程氏世譜』を編纂していたことが知られる<sup>18)</sup>。これの編纂にちなんて記されたものが、先の「書婺源龍陂程氏譜」に他なるまい。とすれば、そこで語られていた「北」とは、具体的にはやはり河南を意味していたものであった。宋末元初、すなわち河南・徽州両程氏の関係が通譜によって確認されたにとどまるこの段階では、中国歴代の戦乱下における諸同族集団の南北間での流動と歴史的検証の困難性が強調され、その中で程氏は唐代以前すでに相当数「北帰」していたこと、南北各地の程氏は源流において同一であることが語られる。そして、大河の流れの比喻によって先人の詳細な系統を追究する意味はむしろ限定され、後世に期するものとされて結ばれるのであった。

しかしそれが、程榮秀の出繼の後には一転して次のように断定的に語られることとなる。

歙の婺源、子朱子の闕里為り、亦た既に專祠有り。州学郷賢祠、復た二程夫子を並び祀るは何ぞ。孔子の先宋人、孟子 魯の公族、河南 実に吾が新安黄墩忠壯公の後なり。（中略）謹みて程叔子の撰する「明道純公行状」<sup>19)</sup>を按ずれば、河南の程、中山博野より出づ、とす。又た歐陽公の撰する「程文簡公文冀国公元白神道碑銘」<sup>20)</sup>を按ずれば、中山博野の程、靈洗より出づ、とす。文簡公 諱琳、太中公 諱珣と兄弟為り<sup>21)</sup>。此くの如くなれば則ち新安河南の出ずる所為ること何ぞ疑わん哉（24）。

君の先、歙の黄墩に居す。（中略）子 南節、居を休寧陪郭に定む。傳五世、宋開州團練使全に至り、金人を池州に

禦す。時に伊川の子孫、亂を州中に避け、遂に相い譜を通ず。(中略) 四世孫、圍、子無し。而して伊川七世孫榮秀、実にこれを繼ぐ。故に君の族、伊川に近き為り(37)。

宗を同じくするがゆえに譜を通じ養子縁組をしたのか、譜を通じ養子縁組を果たしたゆえに同宗と言えるのか——「宗族」に関する原理的理解から彼らの祖先史形成を問うことの無意味さは、充分了解されるであろう。

かくして宋代での朱熹に続き、元代において二程もまた徽州を故郷とするものとして語られることが可能となった。先掲「李氏族譜序」(27)において「其の族(程氏)黄墩に出る、と。朱文公も亦た黄墩より出」と説かれるのは、こうした事態が背景にあるものと思う。すなわちこの時点において、黄墩から移出した先祖をただく集団であると称することは、単に自らの移住過程を説明するにとどまるものではなかった。それは二程・朱熹と自らの共通点を説くことをも意味したと言える。後発の諸宗族集団が続々と黄墩伝説を受容していったのは、徽州とその近隣における「二重の同郷観念」の結果というよりも、一地域をこえ全国規模で権威化された、朱子学の威光の一端に擬制的同郷関係でもって参与できたためであると思う。

なおこのような事態は、当時の徽州、あるいは広く中国全体の学術の動向と表裏していた。近年の多くの論考によって明らかとなった宋元徽州での朱子学の発展、大元ウルス治下での官字化によるさらなる伸張(宮二〇〇一、朱二〇〇四、宮二〇〇五—AおよびB、など)は、「二程・朱熹の遠祖の地」黄墩の価値をさらに高めたであろう。そしてこうした朱子学の地域的盛行そのものが、同時代においては「東南鄒魯」という言葉によって表されている<sup>22</sup>。二程・朱熹ともに縁ある徽州を孔孟の生地となぞらえたこの表現自体、後に「新安、程子の従り出づる所、朱子の闕里為るなり」(程瞳『新安学繫録』序)と述べられる通り、二程と徽州との関連が認知されてこそ魅力的なものとして響く。さらには、「新安之学」「新安理学」をもって自認し、程朱に対する学問的忠実性を強調する徽州の学者たちこそが、二程・朱熹を自らの「同郷」として語るのであった(張二〇〇〇、朱二〇〇四・第二章)。

以上、黄墩に関する元代での言説について総括すれば、先行する宗族集団の記述が後発諸族に影響を与えるに至って

いたこと、いわば従来同姓・同族の間のみから形成されていた祖先史が他姓をも意識する中でものされるようになっていた点が大きな変化であった。そしてその中で陸統と黄墩が言及され続けたのは、それによって、政権から承認された学術上の偶像、二程・朱熹と自らを祖先史において関連づけることが可能となるためであった。二程・朱熹の黄墩との関連性そのものが、自らの実態的利得のために徽州の朱氏・程氏によって構築された、異論無しとはし難い祖先史に基づくものであったことは、これに与ろうとする他姓においても都合良く忘却されていったのである。

## 五 明代、神聖視される黄墩

ここまで本論では具体的な検討を、あえて族譜史料によらず行ってきた。これは意識的な整序の施された族譜中の祖先史記述を避けるための措置であったけれども、明代ともなればこうした考察では限界があると言わざるをえない。宋元時代の諸人によって形態的な模索が進められた族譜編纂事業は、明中期の中国東南部で叢生の時を迎える（井上二〇〇五、遠藤二〇〇五、など）。数量的に増加し社会的にもより一般化したと思われるこの段階での族譜上の記述を検討することなく、言説の時代的特色を把握したとは言えぬであろう。

とはいえ、整序され定型化の進んでゆく族譜の記述を大量に検討することも、また必ずしも生産的とは思われない。このような隘路の突破については、黄墩伝説に対して特異な自説を展開した明人程敏政を取り上げる別稿にて試みるものとし、ひとまず明代における黄墩伝説の概観をここまでと同様に見ていこう（表3参照）。やはり数多く見られるのは程氏、それも休寧県の程氏に関する言説である（39、41、42、45、46、47、50）。その他には華亭の朱氏（43）、黄墩から饒州玉溪→豊城堤陂へ遷ったという李氏（51）、婺源桃溪の潘氏（44）、歙県杏潭の潘氏（54）、浮梁の馮氏（52）、黄氏（R）、福建朱熹の系統に関するもの（M、48、N、49）、等々が見える。

しかしまず注目すべきは、表中アルファベットを冠して整理した、移住伝説以外での黄墩に関する言及が増加してい

表3 明代における黄墩伝説、祖先史上の「黄墩」言及例

38	吳國英「漢合汪先生克實行狀」 〔『文獻志』72〕	①汪克寧、禮補、仲祐、②「上世自敬寧之黃墩遷於都門東北之石山。至禮制、從居吳南之禮溪」。	③吳國英は「門人、長洲傳學、敬人、④【結由型】」。	(1372年)
39	裔紹美「李廉程公孟惠墓誌銘」 〔『文獻志』90〕	①程孟陽、孟惠、②「思壯公孟流、梁陳間以拒侯景保障數款黃墩。至十一世孫施、采休寧、有善政。子照、卜居山斗」。	③【結由型】。	(1404年)
I	程源「贈善驥大夫都察院右副都御史程公廟道神道碑」〔『文獻志』92下〕	①程德、開道、②「其先～益忠壯立廟款之黃墩、歷代崇祀」。		1433年 (1375年)
40	丘添「寶山處士程公景華墓誌銘」 〔『文獻志』92下〕	①程新泰、景華、②「～至忠壯公孟流居款之黃墩、又數傳至戶部尚書仲繁、居鎮之浮梁。其子令運、從都門之善和里。又數傳、至寶山翁」。	③【結由型】。	(1452年)
41	薛大「通隱大夫都察院右副都御史程公遺行狀」〔『文獻志』83〕	①程富、好禮、②「孟流～思壯、而黃黃墩。又十三世生汾、為唐防驛使、自黃墩遷之河西」。	③【結由型】。	(1458年)
42	張（關名）「繼齋處士程公玩墓誌銘」〔『文獻志』95下〕	①程玩、叔綱、②「休寧人。先世居黃墩、流派演運、至唐御史中丞都使公讓、始遷反川、族益大」。	③【結由型】。	1470年 (1456年)
J	程允明「程文林誄」〔『懷堂室集』19〕	①程昭、用顯、②「及忠壯靈藏雲升、黃墩美居世顯材」。	③程昭の甥の戴昭亦執筆を依頼。	(1507年)
43	陸深「處士南溪朱公壽誌銘」〔『懷山集』75〕	①朱暉、文采、②「自宰相傳五世、為茶院制使諱華、戍守婺源、因居黃墩。又傳九世、諱養者、宋徽宗江府推官、乃樂華亭風土、居之。故今為華亭人」。	③墓主は華亭のひと、④【結由型】。	(1542年)
44	韓邦奇「通議大夫兵部左侍郎贈都察院右都御史潘公墓誌銘」〔『苑沼集』5〕	①潘珍、玉卿、②「唐虞明間、遷鹿公者間時之亂、上書闕下亟言、時事不報。隱于款之黃墩、遷于婺源之槐溪。是為槐溪潘氏」。	③【直結型】。	(1548年)
45	汪道昆「明處士休寧程長公墓表」 〔『大函集』61〕	①程鎮、時啓、②「長公家世休寧、則歛黃墩商也。從居華軍信安里、今為由溪」。	③墓主は養者の父の友人、④【直結型】。	(1563年)
46	汪道昆「明故處士程長公稿人方氏合葬墓誌銘」〔『大函集』47〕	①程正奎、時耀と方氏、②「探父、程出新安太守公後、留款黃墩、其後從會里。會里遷有鎮者、先世乃復徙款、家槐河」。	③【結由型】。	1568年
47	王世貞「程處士惟清墓誌銘」〔『弁州四部稿』卷122〕	①程浩、惟清、②「忠壯公居邑之黃墩、至宋宣獻公居休、徙栗口」。	③【直結型】。	(1588年)
K	高夢龍「程朱關里志序」〔『高子遺集』9上〕	②「程朱子居洛、朱朱子居閩、人知三朱子洛閩相去之遠、不知兩姓之相同出款、又同出黃墩之遷土也」。		1573年 1620年
L	陳傑「程義民兼善錄」〔『文獻志』92〕	①程兼善、士達、②「按程氏自晉元帝時元讓守新安、有功德於民、代遷、百姓請留、遂賜田宅子款居黃墩。十三世孫孟流諱思壯、顯黃菑土。～」。	③墓主は休寧のひと。	明
M	唐桂芳「紫陽書院開講序」〔『白雲集』5〕	②「我文公先生～上世家款之黃墩」		明
48	唐桂芳「文公生日祭禮序」〔『白雲集』5〕	②「文公、本款人。八世祖諱環、由黃墩遷於婺源、為婺源人」。	③【直結型】。	明

N	唐桂芳「朱氏族図序」(『白雲集』5)	①「文公先世居歿之黃塚、得非遺巢冠賴。名以辟禍。如唐德宗諸孫曰德鵬、曰德鴻、曰德鸞、亦基始於黃塚焉、尚書文簡程公諱大昌、嘗以黃塚地勢險隘、自家修族蕃衍盛大、似不能容、殆嘗聚爾。」②根拠とされる「図」とは「塚田朱氏流芳図」であるといひ、その移住過程は「昔、楊朱家村→古溪玉村→塚田」。	明
49	唐桂芳「重脩紫陽書院記」(『白雲集』6)	①朱氏について、「雖傳使不常其高南畝。妾源、本歿黃塚之世家也」。	明
50	朱同「率東程顯公墓誌」(『復窓集』6)	①程顯・允彰 ②「世家黃塚、因亂從遷富登祖壘之側。先生復遷黃塚構屋居焉。不忘祖也」。	明
51	魏士奇「豐城李氏族譜序」(『東里集』続13)	①「其先出唐宗王成器、成器子梁王約南徙信州。又二世從魏之黃塚、又三世至金紫光祿大夫都督淮南荆湖四川節度使匡祿、又從鶴之玉溪、又十四世至欽、始徙豐城之提院」。	明
52	王直「馮氏世德淵源序」(『抑菴文集』後23)	①「馮於浮梁為著姓、其始居歿之黃塚。在宋之時有讀宦者、為潤州判官、其子羽官擇勝地以居」。	明
Q	李東陽「宦後賦」(『懷麓堂集』21)	①「新安之黃塚以竹名。黃塚之亂凡地名黃者、輒不加兵。塚之人更置為黃以求免。厥後因習稱黃為黃塚、塚之程氏、有晉賜太守元譚故第、梁將軍忠壯公靈洗亦以功祀於塚。其間孫春坊諱克勤、慎其先世賜第廬食之地。浮於七百年之為姓、乃接據譜牒。其名曰黃塚。予謂考古之學反正之功、於斯為大」。	明
P	程敏政「辨仲節從居歿之古城山非休寧古城廟」(『篋墩文集』12)	①宋の程元鳳の「休寧古城廟宗祖墓銘」を考証し、「程濂の子の仲節が居したのは歿非仲節之後」とする。	明
Q	程敏政「篋墩書齋記」(『篋墩文集』13)	②「予獨婚、夫簡吏忠臣陽第顯貴之所、而汚於僥亂之姓七百餘年、卒無覺其非者」。	明
53	程敏政「懷德堂記」(『篋墩文集』12)	①「予考查氏譜、其先自歿黃塚徙休寧瑞芝坊。至譜文獻者〜」、②查氏の懷德堂建設にちなんで記す。	明
R	程敏政「古林黃氏續譜序」(『篋墩文集』32)	①「黃之光曰元集、為晉新安太守、始家于郡。四世孫碧梁、居郡之黃塚。碧梁十世孫恭讓、又居休寧西傍。其孫文系、則古林之所從出也」。	明
S	程敏政「書先忠壯公贈語後」(『篋墩文集』36)	②南宋での忠壯公への語において黃塚が黃塚と記されているのを、光宗の諱を避けたいものであると指摘。	明
T	程敏政「書先太守公及忠壯公夫人吳子忠謹保遺封三語後」(『篋墩文集』36)	③程靈洗への遺封などについて妾源の語、黃塚の語などから考証。	明
54	汪道昆「潘氏宗祠碑記」(『太函集』69)	①「潘氏自刺史守歿、名名刺史、以善政得民。使者柳世上黃塚狀、上請之殿、陞以重書、子孫留歿黃塚。自唐乾符始始至宣議郎承穆徙妾、復徙歿杏潭」。	明

る点であろう。またこれらの多くは墓誌銘以外での記述形態によるもので（K、M、O、P、Q、S、T）、先にふれた程敏政はこうした言説を数多く残している。そこでは、徽州及び黄墩に関する彼の郷土史的考証が展開されていた。その中核となる「篁墩」説を紹介しておこう。

予の家も亦た黄墩より出づ。而して諸譜及び郡志を考ずるに、墩の名づくる所以の者を知る莫し。近ごろ一説を得るに云うならく、黄墩の黄、本は篁の字、其の地、竹を産すること多きが故を以て名づく。黄巢の乱、至るや、過ぐる所、噍類無し。獨だ黄を以て己の姓と為し、凡そ州里山川の黄を以て名づく者、輒ち兵を斂め犯さず。程の地を此に避ける者、因りて篁を更め黄と為し、以て禍を免れんことを求む。歳久しくして焉に習う、と。予獨り慨く、夫れ循吏忠臣の賜第廟食の所にして、僭乱の姓に汚されること七百餘年、卒に其の非を覚える者無し、と。因りて篁墩の二字を大書し、諸もの故廬に掲ぐ。…（Q）

すなわちコウ墩は元来「篁墩 (Guang dun)」であり、黄巢による殺戮を避けるため「黄墩 (huang dun)」に改めたものであった、という。ここで細部まで検証する余裕はないが、彼の郷土史的考証、「篁墩」説の提起、そして予想される「篁墩」説への周囲からの反論<sup>23)</sup>もふくめて、少なくとも宋代においては考えられなかつた事態であり、元代から続く黄墩の権威化の進行が前提としてあった。「黄氏・程氏の黄墩をめぐる論争」、「黄墩という地名への占有権の主張」（熊二〇〇四）も、祖先史上の黄墩が価値あるものと広く認識されればこそ生じたことに注意したい。

それでは明代での黄墩（篁墩）に対するより一般的な、最大公約数的な歴史像とはどのようなものであったか。これについては、高攀龍「程朱闕里志序」（K）が物語っていると思う。

程夫子、洛に生まれ、朱夫子、閩に居す。人、三夫子の洛と閩との相い去ることの遙かなるを知るも、両姓の祖同に歎より出で、又た同に黄墩の撮土より出るを知らざるなり。天地の氣、山川の靈、鍾りて聖賢と為るに、或いは一時一地に発し、或いは其の先世を培い而して異地異時に発す。盖し上下千古、幾んど見る能わず。然れば則ち黄墩なる者、固より千古の靈異、鍾まる所にして、歎の最たる勝事なり（K）。

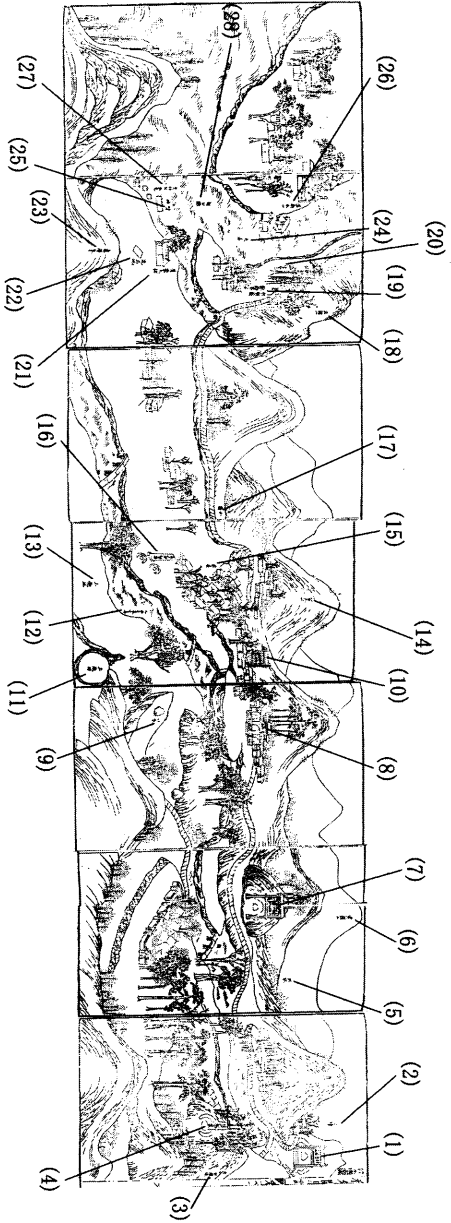


図4 『程朱關里志』「黃墩圖」中の表記

- (1) 吳中丞祖墓 (2) 小練 (3) 西陽辺 (4) 趙武城公墓 (5) 汪坑 (6) 黃羅山 (7) 唐中散大夫判歙州事畢公墓  
 (8) 忠壯廟 (9) 印墩 (10) 東晉新安太守黃公墓道 (11) 上隴塘 (12) 九曲去水小溪 (13) 上隴池 (14) 雷翁山  
 (15) 李屋 (16) 朱夫子祖墓 (17) 山頭 (18) 馬鞍山 (19) 相湖嶺、歙泉界 (20) 休泉界 (21) 黃墩大社  
 (22) 洗馬池 (23) 惠澤峯 (24) 大溪 (25) 塔礫 (26) 溪南水口 (27) 忠壯公故宅 (28) 相公灘

宋元明の徽州における黃墩移住伝説 (山根)



同文は、「三夫子祠すなわち「程朱闕里」——これ自体、宋末の「文公闕里」の語をうけて成立した表現であろう——の修築にたずさわった趙滂<sup>25</sup>の編纂による万暦年間の書、『程朱闕里志』の序文である。二程と朱熹という三人もの宋学の偉人（の先祖）を輩出した理由が、ここでは黄墩の帯びるという靈性に求められている。すなわち二程・朱熹と黄墩との関連は、すでに自明のもの、權威云々以前の前提として語られるに至っていると言えよう。

さらに同書に付される「篁墩図」からは、黄墩（篁墩）に関する認識を視覚的にうかがうことができる（図4『程朱闕里志』「篁墩図」参照）<sup>26</sup>。忠壯廟、忠壯公故宅<sup>27</sup>は言うまでもなく徽州の守護神程靈洗にちなんだもの、黄墩大社、洗馬池も同様である。これらが同時に靈洗の裔孫程頤・程顥とのつながりをも象徴することは、同書での「忠壯公故宅」の説明に「二程夫子の故祖、忠壯公の宅」（同書巻一）とあることから明らかで、朱夫子祖墓とともに朱子学上の權威を表すものと言えよう。唐中散大夫判歙州事畢公墓および東晋新安太守黄公墓道は、それぞれ畢氏<sup>28</sup>・黄氏<sup>29</sup>の始遷祖に関するものである。すなわちここでの黄墩はさながら徽州全体を顕彰するテーマパークのようであり、地域にとつて、朱子学にとつて、個々の宗族集団にとつてといった、多種多様なモニユメントの集積所のごとく描かれている。

無論これは「天地の氣、山川の靈」の靈妙なる作用の結果、などではない。洗馬池は説話そのものに疑問を抱かれるものでありながら程敏政によつて加えられた史跡であり<sup>30</sup>、朱夫子祖墓は元來婺源にあった。本来決して予定調和的なものではない祖先史形成の営みは、自らの利得の追求に基づいて個々の宗族集団がものした言説の果てに、黄墩をこのように認識せしめたのである。

これが、宋元以来拡大を続けた黄墩伝説の一帰結であった。明代以降におけるさらなる変遷については、別稿に期するものとしたい。

以上、本論全体の考察から得られた知見を整理すれば以下のようである。

まず、移住伝説全般、あるいは広く祖先史形成全般に通じると思われる問題について。移住伝説の社会的機能として

牧野氏の述べられた「二重の同郷觀念」の形成は、黄墩伝説においてもたしかに認められる。しかし多くの同族・宗族集団が志向する祖先史の再編過程において、言説は緻密化する傾向にあり、結果として拡散型など原初的な形態に見られた地縁結合への契機はせめられ、空間上の近隣に対しては閉鎖的に働く血縁結合に基づいた言説が支配的となつていく。無論、新たな主体がその祖先史において黄墩について語る途は閉ざされてはおらず、『程朱闕里志』のように血縁集団とは異なる立場からの編纂物さえ出現した。しかし宋以降の同族・宗族集団が社会的上昇を果たした時、経済的・文化的資本を要する一種の関門と知りつつもあえて志向していったのは、定型化の進んでいく血縁原理による祖先史の構築事業なのであった。

次に、黄墩伝説特有の問題について。他の移住伝説と一線を画する黄墩伝説の特徴は、それが二程・朱熹という朱子学上の権威者たちとの関連を説く上で非常な成功を収めたことである。族人に関する墓誌銘において黄墩に言及した朱熹はともかく、おそらく二程は自らの黄墩からの連続性などさして意識してはいなかったであろう。しかし彼らの後裔は同時代の人口流動の中で、先人の遠祖にまでさかのぼることで徽州をその故地として再定義させ、とりわけ黄墩は州内でも程朱の祖がともに関わった地として、朱子学の官学化された元代以降には神聖視されるに至る。「文公闕里」・「東南鄒魯」・「程朱闕里」といった、彼らを孔孟に並びたええる一連の言辭は、こうした中で生み出され言説の拡大に作用していった。地域的な問題ととらえられがちな移住伝説に、むしろ地域外の事象が大きく作用するという事実は、他の事例にも通じるものと思う。

最後に、筆者自身の期するところであった、歴史的事態としての徽州地域史に関し、本論の考察を通じて得られた若干の知見を述べておきたい。思うに黄墩伝説の原初的な姿とは、徽州とその周辺に現住する諸宗族集団にとつて、最も安んじて語り、また参与できる「避難伝説」であった<sup>30</sup>。そこにおいて彼らの祖先たちは、ともに戦乱を生き抜いた高貴なる避難民として、いわば一体のものとして回顧されることとなり、唐末五代の戦乱の下で本来経験されたであろう

深刻な対立・衝突の記憶は隠蔽される。一般的に考えれば、諸勢力の流動する争乱の中で、古参・新参の様々な集団が等しく利害を共有したとは考え難い。広く語られた黄墩伝説に対し内容においてむしろ矛盾するもの、本論で取り上げたところで言えば「程用之墓誌銘」(12)のような記述が、かえって当時の実態の一面を伝えるものとして信頼しうる。同時代史料でないとはいえ、黄巢の乱以降に関する徽州の諸宗族集団の祖先史は、河南から江南へと流入した人口が新たな地域開発を担うという唐末五代の動向を微視的に把握できる貴重な史料である。他地域に関する考察でもここからの知見を活用する必要があることを確認して、本論を終えることとした。

## 参考文献

- 井上 徹 二〇〇五「総論—元明の部」(『宋—明宗族の研究』、汲古書院)
- 臼井佐知子 二〇〇五『徽州商人の研究』(汲古書院)
- 遠藤 隆俊 二〇〇五「総論—宋元の部」(『宋—明宗族の研究』、汲古書院)
- 小松 恵子 一九九三「宋代以降の徽州地域発達と宗族社会」(『史学研究』二〇一号)
- 近藤 一成 二〇〇五「宋代の修譜と国政—青木報告によせて—」(『宋—明宗族の研究』、汲古書院)
- 瀬川 昌久 一九九六「客家の族譜と移住伝承—福建省汀州府寧化石壁村をめぐる—」(『日本文化研究所研究報告』三二集。のちに同氏『族譜—華南漢族の宗族・風水・移住』(風響社、一九九六年)の第六章「客家の族譜と移住伝承」として修正の上、所収)
- 中島 楽章 二〇〇二「明代郷村の紛争と秩序—徽州文書を史料として—」(汲古書院)
- 同 二〇〇五「元朝統治と宗族形成—東南山間部の墳墓問題をめぐって—」(遠藤隆俊・井上徹編『宋—明宗族の研究』、汲古書院)

- 同 二〇〇六「累世同居から宗族形成へ——宋代徽州の地域開発と同族結合」(『宋代社会の空間とコミュニケーション』汲古書院)
- 藤井 宏 一九五三〜五四「新安商人の研究(一〜四)」(『史学雑誌』三六編一号〜四号)
- 牧野 巽 一九三五〜三六「中国近世の族譜に現れた始祖に就いて」  
 (『民族学研究』一編三号および二編二号。のちに『近世中国宗族研究』日光書院、一九四九年、に所収)
- 同 一九八五「中国の移住伝説——特にその祖先同郷伝説を中心として」(『牧野巽著作集』第五卷、お茶の水書房)
- 宮 紀子 二〇〇一「程復心『四書章句』出版始末考——大元ウルス治下における江南文人の保举」(『内陸アジア言語の研究』XIV。のちに『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会、二〇〇六年、に所収)
- 同 二〇〇五—A「徽州文書新探——『新安忠烈廟神紀実』より」(『東方学報』七七)
- 同 二〇〇五—B「徽州文書にのこる衍聖公の命令書」(『史林』八八—八六)
- 山根 直生 二〇〇二「唐末五代の徽州における地域発達と政治的再編」(『東方学』一〇三号)
- 同 二〇〇五「唐宋間の徽州における同族結合の諸形態」(『歴史学研究』八〇四号)
- 熊 遠報 二〇〇三「清代徽州地域社会史研究」(汲古書院)
- 同 二〇〇四「黄墩伝説と徽州地域における祖先史の再構成」(『アジア遊学』六七号)
- 江 志偉 二〇〇四「程朱闕里墓墩」(『徽州五千村 屯溪区卷』黄山書社)
- 邢 鉄 二〇〇五「宋代家庭研究」(上海人民出版社)
- 朱 開宇 二〇〇三「家族與科舉：宋元明休寧程氏的發展、1100-1644」(『台大文史哲學報』第五八期)
- 同 二〇〇四「科舉社会、地域秩序與宗族發展——宋明間的徽州、1100-1644」(国立台湾大学出版委員会)
- 常 建華 二〇〇五「明代宗族研究」(上海人民出版社)
- 趙 華富 一九九四「朱熹徽州行考辨」(『徽州社会科学』一九九四年第三期)

- 張 健 二〇〇〇『程暉及其『新安学系録』』（安徽師範大学学报）（人文社会科学版）第二八卷第三期）  
 唐 力行 二〇〇五『徽州宗族社会』（安徽人民出版社）  
 陸 林ら 二〇〇五『徽州村落』（安徽人民出版社）

註

- (1) 熊遠報氏の徽州研究（熊二〇〇三、二〇〇四）、井上徹編『アジア遊学』六七号の特集「族譜——家系と伝説」（勉誠出版、二〇〇四年九月）、など。
- (2) 表1中で最も早期に位置づけられ、唯一唐末五代のものとしてされる「程都使灑世録」（A）については、今回あえて内容的な考察には加えなかった。同文は、黄巢の軍勢およびその殘党に対して、程灑・程洵らの兄弟が郷里の岩山「東密巖」に立てこもり、防衛に努めたさまを詳述する。しかし、程灑の名前、洵ら兄弟の存在、「東密巖」という岩山の固有名など、あまりに多くの事柄において、同様の祖先史を語る南宋期の言説（程用之墓誌銘（12））から拡大していった痕跡が見受けられる（山根二〇〇五、注二九）。おそらく実際の執筆は元代以降と思われるが明確にできず、考察上の混乱を避けるためこのような措置を取った。だが郷村自衛団の実態に関して語るその内容は、たとえ後世の仮託ではあってもきわめて興味深いものがあり、執筆年代を特定できれば貴重な史料として活用できると思う。今後の課題としたい。
- (3) 歴史の実態としてのこの人物、朱環については拙稿を参照されたい（山根二〇二二）。
- (4) 信安とは、衢州西安県・常山県・開化県一帯の古名である（『輿地広記』卷二三、両浙路下、上衢州）。
- (5) 王懋竑『朱熹年譜』（何忠礼点校、中華書局、一九九八年）、附録一、伝記史料、朱氏世系および支派源流。東景南『朱熹年譜長編』（華東師範大学出版社、二〇〇一年）、新安朱氏世系。
- (6) 同時代の墓誌史料（04、06、08）による限り、同じ開化県に居住する同姓者でありながら、克一と俱との間に同宗関係は認め

られていない。

- (7) 程俱の祖先史を記す「宋左中奉大夫徽猷閣待制新安縣開國伯食邑九百戶致仕贈左通奉大夫程公俱行狀」(06)は、饒州浮梁県のひと程瑀の執筆による。程俱「鮑山閣記」(04)はこの程瑀のために執筆されたもので、「予(程俱)と伯寓(程瑀)と、生は姓を同じし、系は出を同じし、仕は朝を同じし、志は道を同じす」と、互いの同宗関係を謳っている。だが実態から言えば、仕官と学問をともにできるだけの科挙官僚という地位を両者とも有していたことこそが、同宗関係を承認しあう基盤であったことを語るものと思う。

- (8) こうした問題については、他分野の成果だが、十五世紀イングランドのジェントリが他者の中傷に対抗して捏造・粉飾した祖先史について史料論の視点から再考した古城貞由美「ジェントリの「うまれのよさ」を示す文書について——その形成過程を追って」『西洋史学論集』第四一号、二〇〇三年)から多くを学んだ。

- (9) 程敏政『新安程氏統宗世譜』附録上墓図、「世忠廟」。

- (10) 光緒九年『婺源縣志』卷十一、祀典、朱文公闕里、によれば、これを咸淳五年とするのは戴銑『朱氏實紀』によるものであるという。

- (11) 唐元「李氏族譜序」(27)では、南宋の程文簡の家譜に見られる記述として「黄墩の地本と狭隘、衆容る能わず」と引用しているから、「狭隘」の表現自体は南宋時代のものである。

- (12) 「李氏族譜序」(27)によれば、唐元による同文の執筆と族譜編纂への参加は、李氏の族長にして元の表兄である李龍の命によるものであったという。同文末尾ではこうした事情を述べた上、「観者、以て僭と為すなかれ」とのただし書きが付されている。ここから推測すれば、やはり李・唐間の変則的同宗関係を対しては周囲からの異論が予想される状況にあったと思われる。

- (13) 徽州の諸氏の族譜に関する臼井佐知子氏の広範な調査においても、元代の李氏による族譜編纂は確認されていない(臼井二〇〇五・第六章)。

- (14) 資史料としては現存せず、内容的にも後代のものよりはるかに簡略なものと予想されるが、宋代の徽州においてすでに一定  
宋元明の徽州における黄墩移住伝説(山根)

の族譜編纂がなされていたであろうことは、中島樂章氏の近年の論考でも確認されている（中島二〇〇五、二〇〇六）。

(15) 陪郭程氏の系統の詳細に関しては、近く稿を改めて論じたい。

(16) 徽州の諸宗族集団における族譜編纂について考察された白井佐知子氏は、徽州程氏の族譜において「河南派」が加えられた理由として、「徽州の程氏が、元末からの宗族の拡大組織化の運動のなかで、「大宗」を唱える程頤を徽州から出た者であるとする」ことで一族の権威を高めようと図ったと考えるほうが妥当ではないだろうか。これによって程氏は族譜編纂事業において主導的先駆的役割を果たそうとしたとも考えられる<sup>1)</sup>、との見解を述べられている（白井二〇〇五・第六章）。本論では考察に含めなかった高次の宗族理念に関する歴史の変遷をふまえた指摘だが、徽州程氏が河南程氏を祖先史に組み入れることh sなぜ可能となったか、河南程氏の後裔の側はなぜこれを承認したか、を考える場合、江西への移住に始まる河南程氏側の当時の境遇はより強い作用を及ぼしたものと思われる。

(17) 郭子儀の墓前で号泣し時人の失笑をかった郭崇韜（『旧五代史』卷五七、郭崇韜伝）と、狄仁傑の遺品を贈られつつも謝絶して評価された狄青との対照的な事例を指す（沈括『夢溪筆談』卷九、人事）。

(18) 程樞「元中順大夫同知徽州路總管府事致仕贈中憲大夫上騎都尉追封新安郡伯程公龍家傳」（『文獻志』卷九五上）。

(19) 程頤『伊川集』卷七、「明道先生行狀」。

(20) 前掲、歐陽脩『文忠集』卷二一、「袁州宜春縣令贈太師中書令兼尚書令冀国公程公神道碑銘并序」。

(21) 参考のため、ここで語られている河南程氏の系統を整理すれば以下のようなようである。



(22) 「…是を以て朱子の学、天下に行われると雖も、而してこれを講ずるの熟、これを説くの詳、これを守るの固、則わち惟だ新安の士然りと為す。故に四方、東南鄒魯と謂う」（趙汭『東山存稿』卷四、「商山書院學田記」）、「新安朱子より後、儒學の盛天

下に称す、號して東南鄒魯と」(同書卷七、「汪古逸先生行状」)など。

- (23) 徽州黄氏の一部は、自らの徽州への始遷祖を晋の新安太守黄積とし、その墓所が後に黄氏の居住地となり、さらに黄墩と改名された、と説く(Rおよび『新安名族志』前卷、黄氏・冒頭)。明末清初の黄瑄はこれらの記述を引き「篁墩」説への全面的反論を展開した(熊二〇〇四、江二〇〇四)。ただし、このような黄氏側の祖先史もまた、歴史の実態としては信頼しきれものではない。

- (24) 『江南通志』卷十五、輿地志、山川、五、安徽、黄墩。

- (25) 「篁墩図」中の文字の判読については、広島大学の津坂貞政氏に多大な労をとっていただいた。

- (26) 図中、忠壮公故宅は漸江と思われる川の中に水没した形で描かれている。程靈洗に関する建築物は多くが黄墩湖周辺にあったと語られており(『太平廣記』卷一一八「程靈洗」、水面の失われた黄墩湖の位置を知る手がかりにできるのではないか。唐代以前から地名を確認できる黄墩湖は、農業史研究などにおいても貴重な事例であると思う。後日の考察の端緒としたい。

- (27) 畢公とは、『新安名族志』後卷、畢氏に、乾府四年(八九七)のこととして「師遠、歙州中散大夫僉書判事に調り、後に黄巢の兵乱に因り遂に長陔に居す」とある人物で、徽州歙県・休寧県各所の畢氏の祖とされているが、同時代史料からはその存在を確認できない。

- (28) 註(23)参照。

- (29) 『篁墩文集』卷六七「先忠烈王遺蹟十二詠」および『欽事閑談』卷三「篁墩十二詠」。

- (30) 避難伝説とは、「世界各地の創世神話・民族起源神話の中にもしばしば登場し」、「共通の災厄を生き延びることできた一握りの者たちの子孫である」とすることにより、その伝説を共有する者たちの連帯意識を高める作用をもった」ものであるという(瀬川一九九六)。

〔附記〕 本論は、平成十九年度科学研究費補助金(若手研究(B))による研究成果の一部である。

宋元明の徽州における黄墩移住伝説(山根)